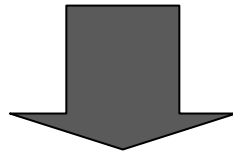


平成27年1月1日から 重度心身障害者医療費の受給対象者が変わります。

●改正前の受給対象者

- ① 身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの方
- ② 療育手帳（みどりの手帳） ㊦・A・Bをお持ちの方
- ③ 65歳以上の方で埼玉県後期高齢者医療広域連合の下記に定める障害等級の認定を受けた方（注）
- ④ 75歳以上の方で下記の障害程度の状態である旨の市長の認定を受けた方（注）
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
 - ・身体障害者手帳4級の方…音声・言語機能の著しい障害、肢体不自由（下肢）の一部



●改正後の受給対象者

- ① 身体障害者手帳1・2・3級をお持ちの方
 - ② 療育手帳（みどりの手帳） ㊦・A・Bをお持ちの方
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（精神病床への入院分を除く）
 - ④ 65歳以上の方で埼玉県後期高齢者医療広域連合の下記に定める障害等級の認定を受けた方（注）
 - ⑤ 75歳以上の方で下記の障害程度の状態である旨の市長の認定を受けた方（注）
 - ・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
 - ・身体障害者手帳4級の方…音声・言語機能の著しい障害、肢体不自由（下肢）の一部
- ※平成27年1月1日以降、上記①～⑤に該当する等級の手帳を初めて取得したときの年齢が65歳以上の場合は対象外となります。**
- 既に受給している方については、年齢に関わらず引き続き対象となります。**

（注）改正前の受給対象者③または④（改正後の受給対象者④または⑤）に該当する等級の手帳を65歳以上で初めて取得された方で、現在重度心身障害者医療費の受給資格登録をしていない方は、平成26年12月26日（金）までに申請をしていただけない場合、この制度の助成が受けられなくなります。詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

久喜市役所 障がい者福祉課	22-1111（内線3245）
菖蒲総合支所 福祉課	85-1111（内線106）
栗橋総合支所 福祉課	53-1111（内線237）
鷺宮総合支所 福祉課	58-1111（内線165）